



2005
ANNUAL REPORT
アクサ損害保険の現状



Be Life Confident

はじめに

日頃より、皆さま方のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、当社の事業活動の現状をわかりやすくご説明するために、
ディスクロージャー誌「アクサ損害保険の現状 2005」を作成いたしました。
小誌が、当社をご理解いただく上で、皆さまのお役にたてば幸いに存じます。
今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

※ 本誌は「保険業法（第111条）」および「同施行規則（第59条）」に基づいて作成した
ディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。

- 設立 平成10年(1998年)6月
- 資本金 139億7,150万円
- 総資産 244億1,197万円
- 本社所在地 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビルA棟

CONTENTS

アクサグループについて	2
アクサジャパンについて	4

01	第1章 当社の概要	6
	1. 代表的な経営指標	6
	2. 経営方針	7
	3. 会社の沿革	8
	4. 経営の組織	10
	5. 株主・株式の状況	11
	6. 取締役及び監査役	12
	7. 社会公共活動	12
	8. アクサダイレクトの広告と情報提供活動	13

02	第2章 保険会社の主要な業務の内容	14
	1. 取扱い商品	14
	2. お客様相談室	16
	3. 保険のしくみ	16
	4. 約款	17
	5. 保険料	17
	6. 保険金のお支払い	18
	7. 保険募集	20

03	第3章 保険会社の主要な業務に関する事項	22
	1. 直近の事業年度における事業の概況	22
	2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	24
	3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等	25
	4. 責任準備金の残高の内訳	34

04	第4章 会社の運営	35
	1. リスク管理の体制	35
	2. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	35
	3. 社外・社内の監査体制	36
	4. 個人情報のお取り扱いについて	36

05	第5章 直近の2事業年度における財産の状況	38
	1. 計算書類	38
	2. リスク管理債権	43
	3. 債務者区分に基づいて区分された債権	43
	4. 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	44
	5. 時価情報等	45
	6. その他	46

付録

■ 損害保険用語の説明	47
■ （財）自賠責保険・共済紛争処理機構について	48

The AXA Vision

お客さまが安心して人生を送れるようにお手伝いすること、それが私たちのビジネスのビジョンであり、やり方でもあります。

Our Business

■コアビジネス：フィナンシャル・プロテクション

フィナンシャル・プロテクションとは、個人から中小企業、大企業まで、あらゆるお客さまに対して、生涯を通じて、損害保険、生命保険、老後資金、相続に関するニーズにお応えしていくビジネスです。

わたしたちの仕事が地域の経済と社会の発展に貢献するものであることにプライドを持ち、全世界で共通のバリューとコミットメントに則ってビジネスを展開していきます。

Our Values

■バリュー

Team Spirit チーム・スピリット

Integrity 誠実

Innovation 革新性

Pragmatism 現実的な考察力

Professionalism プロ意識

Our Ambition

■アンビション

質の高い商品、サービス、パフォーマンスを提供し、コアビジネスであるフィナンシャル・プロテクションのグローバルリーダーを目指します。

Our Commitment

Customers

■お客さまに対して

プロとしての高い倫理基準に則って、常にお客さまのニーズに合った、効率的なサービスと最適なソリューションを提供していきます。

Community

■地域社会に対して

企業としてのノウハウを地域社会に還元し、雇用や社会貢献活動を通じて、企業市民としての責任を全うしていきます。

Suppliers

■サプライヤーに対して

定められたプロキュアメント・ガイドラインを遵守し、対話を促進することによって、サプライヤーと良好な関係を維持していきます。

Shareholders

■株主に対して

持続的な価値の創造を目指して業界最高レベルの業績を達成するとともに、正確な財務情報の提供を行なっていきます。

Employees

■従業員に対して

必要な権限の付与と能力開発を促進し、個人が尊重される職場環境を創出することによって、従業員に充足感を提供していきます。

Environment

■環境に対して

環境リスク管理に関するノウハウを提供し、また職場において環境に配慮した行動を実践することによって、環境保全に貢献していきます。

AXA Group Key Figures

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・金融グループです。



世界に 約 **5,000** 万人の顧客

世界に 約 **11万2,000** 人の従業員

総売上 約 **9兆 5,628** 億円 (約722億ユーロ)

アンダーライニング・アーニングス 約 **3,576** 億円 (約27億ユーロ)

純利益 約 **3,311** 億円 (約25億ユーロ)

運用資産総額 約 **119兆2,007** 億円 (約8,690億ユーロ)

数値は2004年AXAグループ実績

※換算レート

総売上、アンダーライニング・アーニングス、純利益: 1ユーロ=¥132.45 (2004年平均)

運用資産総額: 1ユーロ=¥137.17 (2004年末)

アクサジャパンのフィナンシャル・プロテクション

アクサジャパンは、AXAグループの一員として
 AXAの掲げるフィナンシャル・プロテクションの実践を目指して事業活動を展開しています。
 保険分野を担当するアクサジャパンを中心に
 資産運用などの事業を展開する3つのAXAのメンバーカンパニーと密に連携し、
 お客さまの一生をサポートする商品・サービスをご提供いたします。

アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社

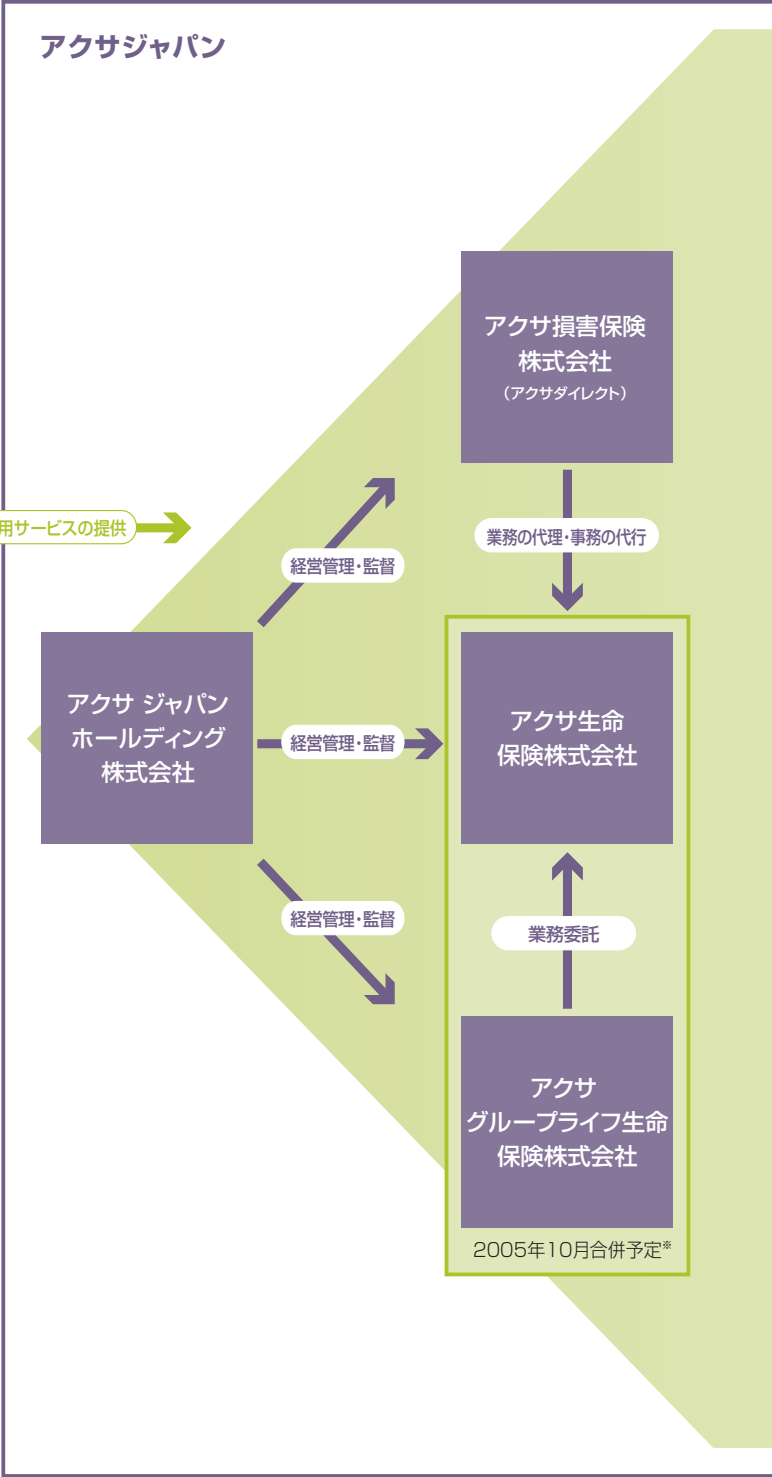
世界有数の資産運用会社アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント・エル・ピー（本社：ニューヨーク）を実質親会社とし、その日本における資産運用業務の拠点として1986年11月に営業を開始。世界各地に展開するアライアンス・キャピタル・グループから投資情報の提供を受けてグローバルな視点で調査・分析を行ない、投資信託や年金資産の運用などを通じて、個人投資家や機関投資家のニーズに応えるサービスを提供しています。

アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社

アクサ・ローゼンバーグは1985年に米国カリフォルニア州オランダを本拠地として設立した、ロンドン、東京、香港、シンガポールに拠点を構えグローバルに業務を展開する投資顧問会社です。日本の拠点、アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社は1987年に設立。日本を代表する機関投資家、年金基金、公的基金などの幅広いお客さまの運用ニーズに対応する業務を展開しています。

株式会社インターパートナー・アシスタンス・ジャパン（アクサアシスタンス）

アクサアシスタンス／インターパートナー・アシスタンス（IPA）は、1998年に3つのアシスタンス会社が合併して誕生した、国際本部をフランス・パリに置くアシスタンス会社です。日本で活動している株式会社インターパートナー・アシスタンス・ジャパンは1991年4月の設立以来、ロード・アシスタンスとメディカル・アシスタンスを中心に、さまざまなアシスタンスサービスを年中無休・24時間提供しています。



※アクサ生命とアクサ グループライフ生命は、当局の認可を前提に、さらなる経営の効率化とスピードアップを目指し、2005年10月1日付で合併します。合併後の存続会社はアクサ生命となります。なお、この合併によりアクサ グループライフ生命の契約はアクサ生命に引き継がれますが、契約条件等に一切変更はありません。

損害保険業

■ 損害保険業免許に基づく保険の引受

保険業法第3条第5項に係る保険の引受を行なっています。

■ 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行なっています。

会社の特色

アクサ損害保険株式会社はAXAグループの100%出資により1998年日本に設立。翌年「アクサダイレクト」のブランド名で「アクサダイレクト総合自動車保険」の通信販売をメインに営業を開始いたしました。ドライバー一人ひとりのリスク条件を保険料算出に反映させる「リスク細分型」が特徴である「アクサダイレクト総合自動車保険」の販売を通して、従来の自動車保険に比べ、より合理的な保険料でのご契約を実現、さらに事故だけでなく故障にも対応するアシスタンスサービスを全契約に付帯するなど、お客様のカーライフサポートに努めております。

2001年5月にはグループのメリットを生かして、アクサ生命の販売チャネルを通じ、傷害保険の引受を開始。また同年7月には自動車保険の提携販売(クロスセリング)も開始し、アクサ生命との絆を強めてまいりました。2004年12月末、持株会社がアクサ ジャパンホールディングへ変更となりました。

生命保険業

■ 生命保険業免許に基づく保険の引受

保険業法第3条第4項第1号、2号および3号に係る保険の引受を行なっています。

■ 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行なっています。

- ・有価証券投資業務
- 資産運用の一環として、有価証券(外国証券を含む)投資、有価証券の貸付を行なっています。

付随業務

■ 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行なっています。

(アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)

他の保険会社からの委託に基づく業務および財産の管理

■ 業務および財産の管理の受託

保険業法第144条第1項に基づき、他の保険会社の業務および財産の管理を受託しています。

(アクサ グループライフ生命保険株式会社からの委託に基づく同社の業務および財産の管理等)

生命保険業

■ 生命保険業免許に基づく保険の引受

保険業法第3条第4項第1号、2号および3号に係る保険の引受を行なっています。

■ 資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に貸付、有価証券投資、不動産投資等を行なっています。

- ・貸付業務
- 資産運用の一環として、企業・個人向けの貸付やコールローンを行なっています。
- ・有価証券投資業務
- 資産運用の一環として、有価証券(外国証券を含む)投資、有価証券の貸付を行なっています。
- ・不動産投資業務
- 資産運用の一環として、事業用ビルなどの不動産投資を行なっています。

付随業務

■ 国債等の引受

保険業法第98条第1項第3号に係る国債などの引受を行なっています。

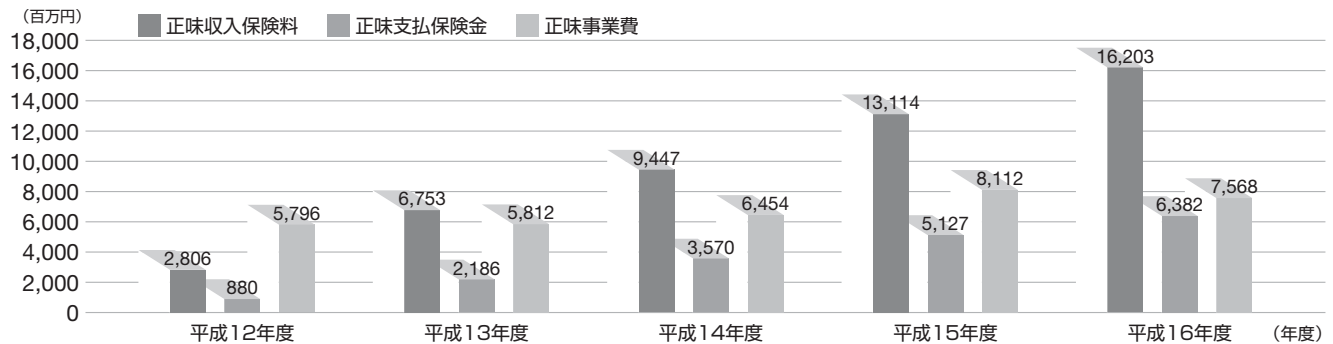


第1章 当社の概要

1 代表的な経営指標

項目	年度	平成15年度	平成16年度
正味収入保険料		13,114百万円	16,203百万円
正味損害率		42.5%	44.5%
正味事業費率		61.9%	46.7%
保険引受利益		△ 3,344百万円	△ 2,474百万円
経常利益		△ 5,959百万円	△ 4,971百万円
当期純利益		△ 5,967百万円	△ 4,823百万円
ソルベンシー・マージン比率		705.9%	489.6%
総資産額		23,672百万円	24,411百万円
純資産額		12,024百万円	8,574百万円
その他有価証券評価差額		△ 60百万円	△ 187百万円

正味収入保険料・正味支払保険金・正味事業費の推移



「代表的な経営指標」の用語解説

【正味収入保険料】

ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料及び出再保険料)を加減した保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す指標であります。

【正味損害率】

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

【正味事業費率】

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査

費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものであります。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などであり、

【経常利益】

正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものであります。

【当期純利益】

上記の経常利益に不動産動産処分損益及び価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益を示すものであります。

【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本・準備金等の支払余力の割合を示す指標であります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、そ

の数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

【総資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」であります。損害保険会社の保有する資産規模を示すものであります。

【純資産額】

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「資本の部合計」であります。損害保険会社の担保力を示すものであります。

【その他有価証券評価差額】

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っております。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)が、その他有価証券評価差額であります。財務諸表においては、貸借対照表上の資本の部に「株式等評価差額金」として計上しております。

2 経営方針

AXA グループは、1817年にフランスで生まれ、世界で約5,000万人のお客様に支持される世界最大級の保険・金融グループです。当社は、損害保険分野において、このAXA グループが掲げるフィナンシャル・プロテクション(あらゆるお客様の変化し続けるニーズに対して、生命保険・損害保険および資産運用の

分野のサービスを一生涯にわたり提供すること)に取り組んでいます。

当社では、このグループ方針を実践するため、次の戦略を掲げております。

1 お客様が本当に必要とする質の高い保険商品・サービスを、より適正な保険料で提供してまいります。

当社は、ダイレクト販売による新しい自動車保険商品の開発にあたり、自由競争の激しいヨーロッパ市場で培われたAXA グループの様々な知識・経験・データを効果的に応用いたしました。

そして、日本市場に適したマーケティング戦略に基づいて、お客様が本当に必要とする質の高い保険商品・サービスを、より適正な保険料でご提供してまいりました。昨年はペットプラス、今年は本格的リスク細分型のバイク保険と2つの業界初の特約・保険商品の販売を開始しました。

これからも引き続き特約・オプション等を開発し、商品の質を高めて、お客様のニーズにあう商品をご紹介します。

また、損害調査サービスのネットワークをより拡大し、迅速で的確な事故サポート体制を築いてまいります。

2 日本で事業展開するAXA グループのネットワークを最大限に活用し、より多くのお客様に商品を提供してまいります。

これまでにアクサ生命との提携を強めてクロスセリングのための様々な基盤作りを進め、2001年からは自動車保険・普通傷害保険・交通事故傷害保険を販売してまいりました。

また、2004年12月31日より、100%株主であったアクサ・エス・アー(フランス)よりアクサ ジャパン ホールディングの100%子会社になりました。今後はアクサ ジャパン ホールディングのグループ会社として、グループ内のシナジーおよび連携を深めさらにクロスセリングの強化を図ってまいります。

3 ダイレクトビジネスの分野での販売ツールの開発およびサービス体制を築き、お客様への利便性を図ってまいります。

当社では、AXA グループのIT資源と当社の開発力をあわせ、マーケティング、募集、契約事務、事故受付・サポート、およびその他業務の高品質なIT化を進め、より一層のお客様の利便性を図ってまいります。

さらに、昨年9月、東京都江戸川区西葛西に東京センターを設立し、福井センターとのコラボレーションにより契約の増加に伴うサービス体制の充実を図ってまいりました。また、この体制をより強化するため、今年6月には高知県高知市に第3のカスタマーサービスセンターの営業を開始いたしました。

AXA グループの一員である当社は、お客様に質の高い商品・サービスをご提供するために、常にお客様からの声を商品開発およびサービスの向上はもとより、業務の効率化などに連結させております。そして、これからもお客様にとって身近で頼れるプロフェッショナルであり続けられるよう常に改善に取り組んでまいります。



3 会社の沿革

1 AXA グループについて

AXA グループは、1817年に生まれ、約5,000万人のお客さまから信頼されている世界最大級の保険・金融グループです。フィナンシャル・プロテクション(個人顧客、法人顧客など、あらゆる

顧客の絶えず進化し続けるニーズに対して、生命保険、損害保険、資産運用の分野のサービスを一生涯にわたって提供するビジネス)をコアビジネスとしています。

<沿革>

1817年	アクサの前身となる保険会社コンパニー・ザシュランス・ミューチュエル・コントロール・ランサンディ設立
1985年	AXA(アクサ)に社名変更
1992年	エクイタブル・ライフ(米)に資本参加、米国へ進出
1994年	100%出資日本法人アクサ生命保険株式会社を設立
1995年	ナショナル・ミューチュアルを買収、オーストラリア、ニュージーランド、香港へ進出
1996年	6月 ニューヨーク証券取引所上場
	11月 元フランス国営保険グループUAPと合併、世界最大級の保険グループへ
1998年	100%出資日本法人アクサ損害保険株式会社(当社)を設立
1999年	ガーディアン・ロイヤル・エクスチェンジ(英)を買収 アクサ・チャイナと中国企業ミンメタルズとの合併企業、アクサミンメタルズを設立
2000年	4月 日本団体生命との提携によりアクサ・ニチダン3社体制での事業を開始
	5月 アンリ・ドゥ・キャストゥルがクロード・ベベアールの後継者としてマネジメント・ボードのチェアマンに就任
	6月 アクサ・フィナンシャルの子会社のアライアンス・キャピタル・マネジメント(米)がサンフォード・バーンスタイン(米)を買収
	7月 サン・ライフ・アンド・プロビシナル・ホールディングス(英)の少数株主持分を買収。100%子会社とする
	8月 アクサ・フィナンシャルはドナルドソン・ラフキン・アンド・ジェンレットをクレディ・スイスに売却
2002年	6月 BNPパリバの子会社バンク・ディレクト(仏)を買収
	7月 AXAアジア・パシフィック・ホールディングズが、ipacセキュリティー・リミテッド(豪)を買収
	12月 IBMと提携、インフラストラクチャー・オン・デマンド・サービスを導入 AXAコーポレート・ソリューションを再編(ラージリスクはAXAコーポレート・ソリューション・アシュランス、再保険はAXAリ、残存責任関連業務はAXAライアビリティーズ・マネジャーズの3部門に再編成)
2003年	9月 AXA グループ、AXAファイナンシャル(米)のマネー(MONY)グループ(米)買収計画を発表
2004年	6月 アクサ保険ホールディング、アクサジャパン ホールディングに社名変更
	7月 AXA ファイナンシャル(米)、マネー(MONY)グループ(米)を買収
	12月 アクサ損害保険、アクサジャパン ホールディングの傘下に
2005年	5月 アクサ生命、アクサグループライフ生命「10月合併」予定を発表

2 アクサ損害保険株式会社について

当社は、AXA グループの100%出資により1998年に日本に設立された損害保険会社です。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より本格的販売を開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、アクサジャパンの

損害保険分野の担当会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品とサービスに努めております。

<沿革>

1998年	6月	会社設立登記
	10月	損害保険事業免許取得
	11月	ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ(UAP保険会社)日本支社の保険業務を包括移転により継承
1999年	4月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を取得
	7月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の全国販売を開始
2001年	5月	当社傷害保険のアクサ生命保険株式会社による販売を開始
	7月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の販売でアクサ生命保険株式会社と提携を開始
2002年	2月	ロイヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス(REA)日本支店の保険業務を包括移転により継承
	11月	ホームページを全面的に刷新。自動車保険のインターネット割引を開始
2003年	4月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の料率・制度を改定し、ノンフリート等級(無事故割増引等級)上限を20等級に拡大
	12月	ホームページでの自動車保険契約手続きのペーパーレス化を実現。純新規契約のインターネット締結も同時に実現
2004年	1月	自動車保険の継続契約者向けに、アシスタンスサービスの種類を増加、内容を充実。全契約者に対し、ライフメールサービス(災害情報の配信と安否確認サービス)の提供を開始
	2月	福井県にカスタマーサービスセンターを開設
	3月	自動車保険の継続契約者向けにもインターネット割引を開始
	4月	全労済など各種共済の引受け開始
	8月	損保業界初の商品、自動車事故による搭乗中のペット(犬・猫)のケガを補償する特約「ペットプラス」を含む特約パッケージ「アクサ安心プラス」の販売開始
	12月	持株会社をアクサ・エス・アーからアクサ ジャパン ホールディングへ変更
2005年	4月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の料率・制度を改定し、「車齢」を保険料算出要素として導入 損保業界初の商品、通販による本格的リスク細分型バイク・原付保険を販売開始
	6月	高知県に第3のカスタマーサービスセンターの営業開始



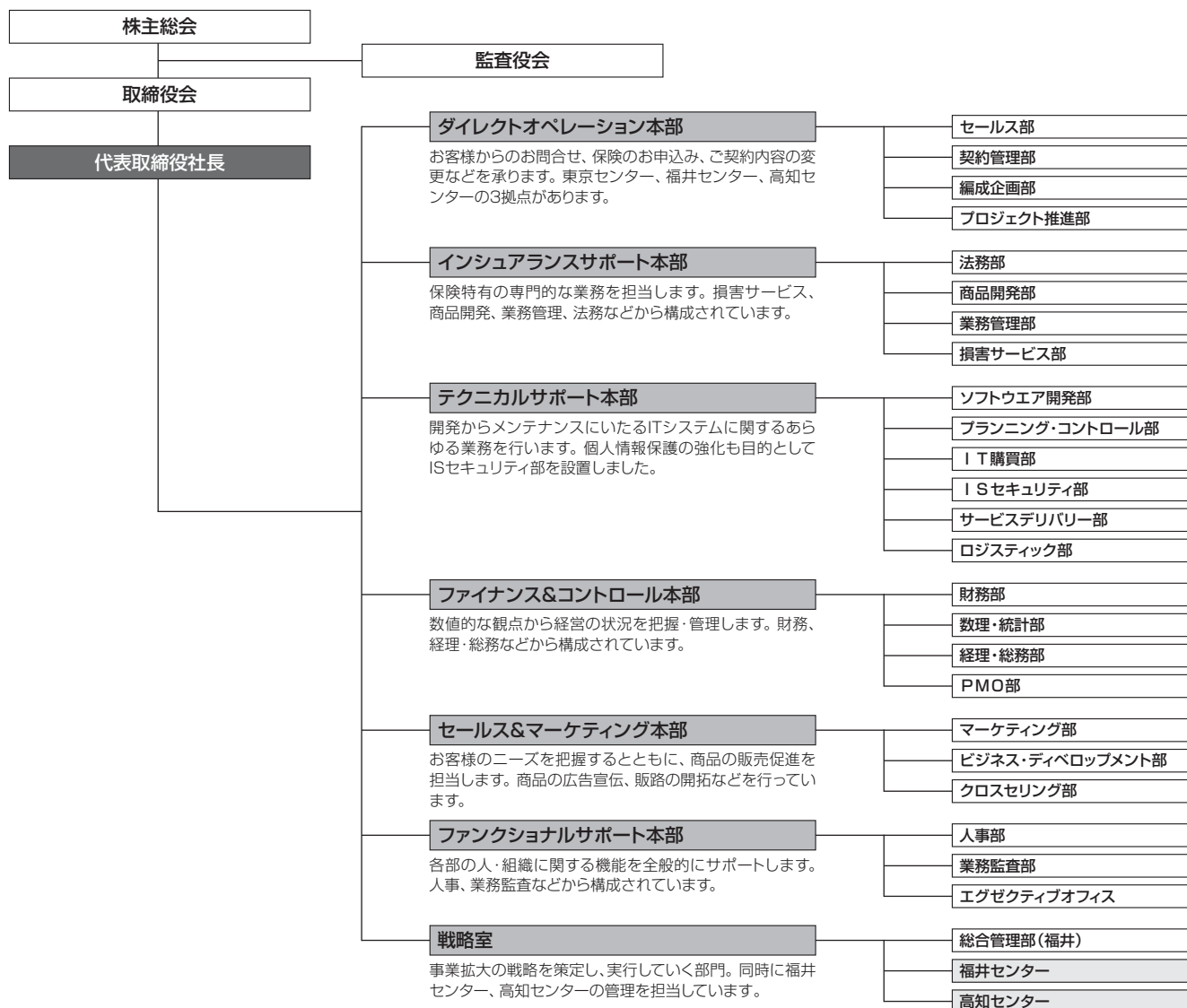
4 経営の組織

当社では、お客様へのサービスの向上と、経営計画に則った事業の拡大を行っていくための適切な組織作りを目指しています。このため、保険募集業務等、お客様への対応に特化したダイレクトオペレーション本部を設置する一方、事故時の対応を担当する損害サービス部をはじめ、損害保険の専門機能を集中したインシュアランスサポート本部を設置し、お客様満足度の向上を図りました。また、昨年の福井センターに続き、平成17年5月には、お客様からのお電話への対応能力を一層充実させるため高知センターを高知県高知市に開設し、カスタマーサービスセンターの拡大を図ると同時に、6月1日の組織変更においては、福井及び高知センターを統括し、さらに戦略的な事業拡大の強化を図る部門として、戦略室を新設しました。

当社では、企業統治の強化は会社経営の上で重要事項と捉え、取締役会を補佐する経営会議を設置しています。また、経営会議の課題別諮問委員会としての役割を果たすコンプライアンス&リスク管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会、商品開発委員会、プロジェクト管理委員会などを設置し、専門的な検討を行っています。特に昨年同期には個人情報保護法への対応を強化するため、コンプライアンス&リスク管理委員会の下部組織として、個人情報保護法分科会を設置しました。これにより、お客様の個人情報の保護に一層厳しく取り組むとともに、お客様の「真のニーズ」を把握し、それに対するソリューションを提供する「ファイナンシャル・プロテクション」というAXA グループのヴィジョンを実現してまいります。

アクサ損害保険株式会社 組織図

平成17年(2005年)7月1日 現在



5 株主・株式の状況

1 基本事項

- 定時株主総会開催時期 4月1日から4か月以内
- 決算期 3月31日
- 公告の方法 官報に掲載
ただし、保険業法の規定により行う公告は、東京都内で発行する産業経済新聞に掲載。
決算公告については、当社のホームページ
(<http://www.axa-direct.co.jp/Company/axadirect.html#kessan>)において提供いたします。

2 大株主の状況

平成17年(2005年)6月29日 現在

氏名または名称	住所	所有株式数	発行株式総数に対する 所有株式数の割合
アクサ ジャパン ホールディング株式会社	東京都 渋谷区 東 1-2-19	279,430株	100%
計	—	279,430株	100%

3 資本金

※過去3年間の推移

年月日	発行済株式数	資本金	摘要
平成14年(2002年)9月20日	224,430株	11,221.5百万円	増資
平成15年(2003年)9月20日	239,430株	11,971.5百万円	増資
平成16年(2004年)3月24日	264,430株	13,221.5百万円	増資
平成16年(2004年)9月30日	279,430株	13,971.5百万円	増資

4 最近の社債発行

該当事項はありません。

第1章 当社の概要



6 取締役及び監査役 平成17年(2005年)6月29日 現在

取締役

取締役会長(非常勤)	フィリップ・ドネ
代表取締役社長	ギ・マルシア
取締役	喜多 暢之
取締役	石田 一夫
取締役(非常勤)	フレデリック・ドゥクルトワ

監査役

常勤監査役	府川 峰夫
監査役(非常勤)	デーブ・ストラットフォード
監査役(非常勤)	ブルーノ・ジャンテ

7 社会公共活動

AXA グループでは、企業市民としての責任に対して真剣に取り組んでおり、グループを挙げて社会貢献活動を展開しております。パリ本部内にあるアクサ・アト・クールというボランティア組織が中心となり、世界中のグループ企業のボランティア活動をサポートしています。

日本では、昨年が発生した新潟県中越地震による被害、スマトラ沖地震の津波による被害において、被災者を支援すべくグループ内において募金活動をし、社員・代理店から集められた義捐金を公的機関等に寄付いたしました。

当社独自の社会貢献活動としては、使用済み切手とテレフォンカー

ドなどのプリペイドカードの収集と、難民へ古着を寄贈するボランティアを継続して行っております。使用済み切手とプリペイドカードの収集活動では、寄贈先の慈善団体などの協力を経て、保健医療の行き届かない地域の医療支援に役立てています。また、衣料物資が不足しているアフリカの難民キャンプへ古着等を送るボランティア活動にも多くの社員が参加し、今年は700着を超える衣類を寄贈いたしました。

これからもアクサ損害保険はAXA グループの一員として、社会に貢献できる活動を続けていきたいと考えています。

8 アクサダイレクトの広告と情報提供活動



新聞広告



雑誌広告



ホームページによる情報提供：ホームページでは、自動車保険の見積りから契約締結まで完了させることができるほか、補償内容の説明、会社情報などさまざまな情報提供を行なうとともに、お客様個人の専用ページ(マイ・アクサファイル)もご用意しております。



TVCM



商品パンフレット



サービスガイド



ディスクロージャー資料

商品および企業情報：自動車保険の資料請求やお見積りを依頼されたお客様には、商品パンフレットと重要事項説明書を、ご契約された方には約款のほか、事故や故障の際のサービス内容について記載したサービスガイドを送付し、お客様が常に適切に情報を得られる体制作りをしております。このほかに、会社の業績や経営についての情報提供としてディスクロージャー資料を毎年編纂しております。



第2章 保険会社の主要な業務の内容

1 取扱い商品

1 アクサダイレクト総合自動車保険

個人を対象とした通信販売(ダイレクトチャネル)によるリスク細分型の自動車保険です。

自家用5車種を対象に、対人賠償保険をはじめ、対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険の5つの保険がセットされた基本補償に「アシスタンスサービス」が自動付帯されています。車両保険の付保は任意で選択することができ、車両保険を付帯する場合は身の回り品の補償も自動付帯されます。対人賠償事故と同様に対物賠償事故の場合も保険会社が示談交渉を行います。

なお、2005年4月には用途・車種を拡大し、二輪自動車および原動機付自転車の基本補償の引受けも開始しました。

アクサダイレクト総合自動車保険の最大の特長は、

- 1 顧客のニーズや特徴に、よりの確に対応できる独自のリスク区分を開発・導入
- 2 国内で初めて自宅での故障にも対応したアシスタンスサービスを全契約者に提供

している点です。

年齢、居住地などに加え、免許証の色によるリスク区分を導入するとともに、契約車両の年間走行距離、車の使用目的などによる

きめ細かなリスク区分を使用する事で、顧客一人一人の条件に即した合理的な保険料を算出しています。

また、アシスタンスサービスは、従来、事故に限られていた対象範囲を、あらゆる局面に対応できるよう故障にまで広げるとともに、国内で初めての自宅での故障にも対応しています。内容は、ロードサイドサービス、自力走行不能時のレッカーサービス、宿泊サービス、帰宅サービス、車両搬送・引取りサービスなどで、すべての契約者が一定の条件内で、追加保険料なしにご利用いただけます。

また、事故の際には 24時間 365日、専任スタッフがフリーダイヤルにて迅速に対応しています。アクサダイレクトならではの「ワンステップ事故対応サービス」では、「1本の電話」で、事故現場での緊急アドバイスやアシスタンスサービスの手配はもとより、事故解決までのプロセスの説明や、過失割合の推定などを、迅速、効果的に提供しています。

さらに全国に広がるアクサダイレクトの指定修理工場では、修理箇所の永久保証や無料引取り・納車サービスなどの特典もご利用いただけます。

2 その他の保険

住宅総合保険	住宅火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害・水漏れによって生じた損害、持出し家財の損害など幅広く補償する保険。
地震保険	住居・家財を対象とし各種火災保険にセットして、地震の損害に備える保険。
普通火災保険	店舗・工場等の火災などにより生じた損害を補償する保険。
利益保険	店舗企業の事務所・工場・倉庫等の火災、落雷、爆発などによる営業の休止によって生じた利益の減少を補償する保険。
動産総合保険	動産を対象として、火災による損害のみならず、盗難や破損など偶然な事故による損害を補償するオールリスクタイプの保険。
コンピュータ総合保険	コンピューターシステムを総合的に補償する保険。
盗難保険	特定建物内に収容した動産の盗難による損害を補償する保険。
ガラス保険	建物などのガラスの偶然の事故による破損を補償する保険。
機械保険	各種機械設備・装置に偶発的に生じた事故によって被った損害を補償する保険。
組立保険	機械設備・プラント装置、鋼構造物等の据付け・組立工事において偶然の事故により工事の目的物・工所用材料などに被った損害を補償する保険。
賠償責任保険	偶然の事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その賠償金を補償する保険。施設所有(管理)者・請負業者・生産物・旅館などの賠償責任保険。
労働災害総合保険	従業員が業務上災害を被ったとき政府労災保険の給付で足りない部分をお支払いする労災保険の上乗せ保険。
建設工事保険	工事から引渡しまでの間に、建設中の建物に損害が生じた場合に補償する保険。
貨物海上保険	海上輸送中の貨物の海上危険によって生じた損害を補償する保険。
運送保険	陸上(河川湖沼を含む)輸送中の輸送用具の事故、その他の危険によって生じた貨物の損害を補償する保険。
普通傷害保険	傷害保険の中で、補償する危険の範囲がもっとも広く、国内・国外を問わず家庭内・職場内・通勤途上・旅行中など日常生活における傷害について保険金を支払う保険。また、特約をセットすることにより、日常生活の中で、被保険者(保険の対象となる方)またはその家族が負担する法律上の賠償責任を支払うことも可能。
交通事故傷害保険	国内・国外を問わず、交通事故による傷害について保険金を支払う保険。
所得補償保険	病気やケガによって就労できなくなった場合の喪失所得を補償する保険。
国内旅行傷害保険	国内旅行中の傷害について保険金を支払う保険。また、特約をセットすることにより、賠償責任、携行品損害、救済者費用等を補償することも可能。
海外旅行傷害保険	海外旅行中の傷害について保険金を支払う保険。また、特約をセットすることにより、疾病、賠償責任、携行品損害、救済者費用等を補償することが可能。

(注)詳細については、各約款などをご参照ください。

第2章 保険会社の主要な業務の内容



2 お客様相談室

当社では、ご契約者様のみならず、広く一般のお客様からのお問合せ等に迅速にお応えし、またお客様の声を当社のサービスの質や商品の内容に反映するため、「お客様相談室」を設置しております。

相談・苦情、さらに商品やサービスに関する各種お問合せやご意見・ご要望を受付けた際には「お客様相談室」が各関連部門とも

緊密に連絡をとりながら、お客様にお応えできる体制をとっております。

同時に、既にご契約いただいているお客様からの様々な「声」に積極的に耳を傾け、今後のサービスや商品の充実、さらには業務プロセスの改善に活かすべく、社内の報告・協議体制の構築ならびに充実に常に尽力しております。

お客様からの相談・苦情等の受付は以下にて承っております。(携帯電話からもご利用になれます。)

■ お客様相談室 専用電話番号：0120-449-669

3 保険のしくみ

1 損害保険制度について

損害保険とは、同一の危険にさらされている多数の保険契約者が、統計的基礎によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことにより、事故による経済的損失が万一発生した場合に、保険契約の約定内容と損害の程度に応じて保険金を受け取ることができるようにするしくみです。

一つ一つの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生しているわけですが、同一危険の集団を見れば、一定の確率で発生していることが分かります。これが「大数の法則」です。損害保険は、この「大数の法則」に基づき相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度といえます。このようにして、損害保険は個人の生活や企業経営の安定に寄与しています。

3 再保険について

お引受けした保険契約には様々な危険が混在するために、一保険会社で負担することが不可能な場合があります。そのため、国内や海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり(出再)、また逆に再保険を引受けたり(受再)して危険の平均化・分散化を図っています。これにより、毎年の損害率の安定すなわち事業成績の安定と引受能力の補完を図るとともに、経営の安定に万全を期しています。

なお、当社は基本的には受再保険の引受けはいたしておりません。

2 保険契約の性格について

商法第629条では損害保険契約について、「保険会社が偶然な一定の事故(保険事故)によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がこれに対してその報酬を支払うことを約束することによって効力を生ずる」と定めています。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の口頭による合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。

しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引受けるため、実務上は一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容に基づき保険証券または保険引受証を作成、契約者に交付しています。

4 約 款

1 約款の位置付け

損害保険の内容や、契約の約束事を箇条書きにしたものが保険約款です。保険契約の内容は、すべて約款および特約条項に基づいています。また、保険契約申込書に記載された内容は、個々の保険契約の具体的な内容として契約者・保険会社の双方を拘束するものです。

2 ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては、約款および特約条項の内容について損害保険会社の社員もしくは損害保険代理店より事前に十分な説明を受けることが大切です。また、保険契約申込書もしくはインターネット上の契約申込画面の記載内容についてもしっかり確認をした上で契約する必要があります。

「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約の際は、電話、インターネットを通じて、お客様が直接当社またはインターネット販売を行う代理店にアクセスし、お申込みいただけます。

商品内容についてご契約前にお客様に十分ご理解いただくため、商品パンフレットと併せて重要な項目について「重要事項説明書」を作成しておりますので、必ずご覧ください。

その他の商品については、「ご契約のしおり」をご用意し、「告知義務（ご契約の際に保険会社に重要な事実を申し出る義務）」、「通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）」、「保険金が支払われない場合」、「保険金の支払い方」、「契約の失効」、「契約の解除」、「比例てん補」など特に重要な項目について誤解が生じないように、内容を十分ご理解いただく努力をしています。

5 保険料

1 保険料の支払い・返還

「アクサダイレクト総合自動車保険」の保険料については、保険開始日の前日までに当社所定の支払方法（コンビニエンスストア払込み・クレジットカード払い）により当社へお支払いいただきます。それ以外の保険商品については、契約締結と同時に、全額を現金または小切手でお支払いいただき、団体扱契約など特に定められた場合以外、保険料の分割払いは認められません。

保険期間が開始した後でも万一保険料のご入金がない場合、保険金をお支払いすることはできません。

保険期間中に危険の減少・増加などが生じた場合、保険料の返還・請求を行い、また、保険契約者から保険契約解除の申し出をいただいた時には収受した保険料から規定の保険料を返還します。

2 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものがあります。

- 1 「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率（基準料率といいます）。
- 2 損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率（参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分）を基礎とし、会員である各損害保険会社で算出した付加保険料率（保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分）を合せて、金融庁長官の認可を受けた、あるいは金融庁長官に届け出た保険料率。
- 3 当社独自で算出し、金融庁長官の認可を受けた、あるいは金融庁長官に届け出た保険料率。



6 保険金のお支払い

当社では、事故はもちろん故障の場合でも、スピーディーで安心・充実のサービス体制を整えて、お客様をサポートいたします。

1 充実の事故処理サービス

■ 24時間365日、通話無料で事故受付

■ 1事故専任チーム制

ケガを伴う人身事故や双方に過失が発生する物損事故などは、プロの専任担当者が連携し、責任を持って相手方との示談交渉にあたります。

■ クイックサービスセンター

軽微な車両単独事故については、専門のクイックサービスセンターが担当し、1日でも早く事故解決を行い、スピーディーなお支払いを実施しています。

■ 被害事故お客様相談スタッフ

お客様が被害にあわれた人身・物損事故についても、専任のお客様相談スタッフが、相手方への請求方法や対応の仕方などのご相談について、親身にきめ細かいアドバイスをさせていただきます。

※なお、弁護士費用等担保特約を付帯されている場合は、被害事故にかかわる法律上の損害賠償を弁護士に委任したことにより生じた費用をお支払いする補償もご用意しています。

2 安心のサービスネットワーク

平成17年(2005年)7月11日 現在

■ サービスセンター拠点

損害サービスセンター1課	事故受付サービス課
損害サービスセンター2課	クイックサービスセンター
損害サービスセンター3課	損害サービスセンター
損害サービスセンター4課	アクサライフサービスセンター

■ 全国サービスネットワーク

パイロットガレージ	約470カ所
損害調査ネットワーク	約260地点
弁護士ネットワーク	全国主要都市

3 保険金お支払いまでの流れ

■ ワンステップ事故対応サービス

お客様からの最初のお電話でスタート。事故現場の緊急措置のアドバイスやアシスタンスサービスの手配といった事故受付から解決までのプロセスをご説明し、お客様の「不安」を「安心」に変えます。

※夜間・休日は、事故受付とアシスタンスサービスの手配を行い、翌営業日に専任スタッフからお客様へご連絡いたします。



事故現場での緊急措置アドバイス
アシスタンスサービスの手配



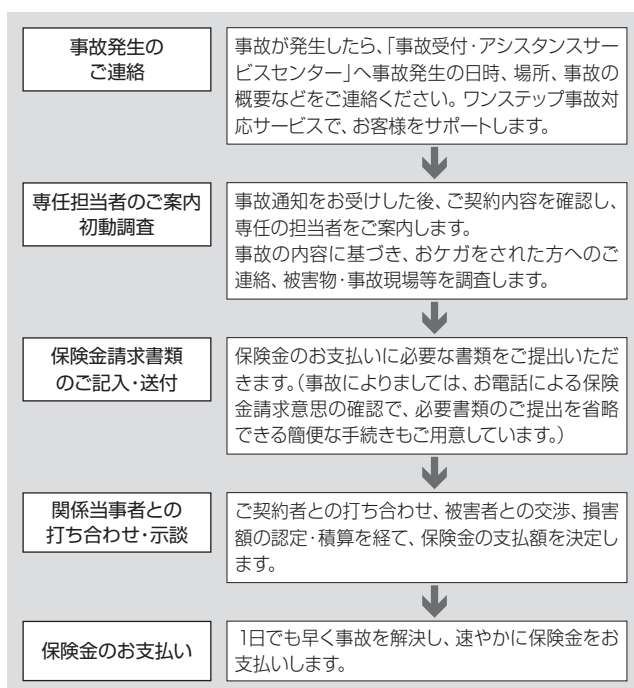
パイロットガレージ(指定修理工場)のご紹介
無料で事故車引取・代車・納車サービスを実施



保険金請求意思の確認と手続き
お客様の過失割合の推定
事故解決までのプロセスのご説明と事前打ち合わせ
















事故受付通知をお客様に送付
専任の担当者をご案内



4 アシスタンスサービス

アシスタンスサービスは、アクサダイレクトにご契約いただいた全てのお客様(原付・バイクを含む)にご利用いただけるサービスです。事故はもちろん、故障により自力走行できないなど、お車のトラブルに対し、24時間365日、全国3,000カ所のサービス拠点からお客様をサポートします。

また、2年目以降引き続きご契約を継続いただいたお客様には、サービスメニューを増やすほか、一部サービス内容を拡充してご提供しております。

	ロードサイドサービス	事故または故障による「パンク」「ガス欠」「カギの閉じ込み」「バッテリー上がり」等の突如のトラブル時の緊急修理サービス(現場における30分程度の緊急修理)	 燃料補給	 バッテリージャンピング	 スペアタイヤ交換 タイヤ周り点検	 カギ開け	 1メートル以内の落輪上げ
			 各種オイル漏れ 点検補充等	 各種バルブ、 ヒューズ取替え	 冷却水補充	 ボルトの締付け	 サイドブレーキの 固着の解除
	レッカーサービス	事故または故障による自力走行不能時に最寄りの修理工場までけん引					
	宿泊サービス	事故または故障により、お車が6時間以上使用不能となり、現地にて修理完了まで待機される場合には、ホテル等を手配のうえ、費用を負担					
	帰宅サービス	事故または故障により、お車が6時間以上使用不能となり、旅行を継続または帰宅される場合には、代替交通機関を手配のうえ、費用を負担					
	車両搬送、引取りサービス	帰宅サービスにより、ご帰宅または旅行を継続された後、修理完了車両の搬送または引取りをご希望になる場合の手配					
	メッセージサービス	事故または故障により、お車が自力走行できなくなり、お客様がご家族または旅行会社へのご連絡をご希望になる場合のメッセージ代行					
	住まいの「玄関カギ開け」サービス	外出してカギをなくしてしまった場合などに、カギの専門業者を手配し、無料で緊急開錠 [※]					

* 各サービスは、当社が提携するアシスタンス会社が提供するものです。

* ご契約の車種が原付・バイクの場合、一部ご利用できないサービスがあります。

* ご契約の初年度と2年目以降のサービスについては、内容が異なっております。詳細は、当社サービスガイドをご覧ください。もしくはカスタマーサービスセンターへお問合せください。

※ 住まいの玄関カギ開けサービスは、2年目以降ご継続のお客様にご提供いたします。

5 事故や故障が発生したら・・・

まずはお電話ください。ワンステップ事故対応サービスを通じてお客様をサポートいたします。

■ 事故受付・アシスタンスサービスセンター (24時間・年中無休) : **0120-699-644**

(携帯電話からもご利用いただけます。)

第2章 保険会社の主要な業務の内容



7 保険募集

1 当社の募集体制について

当社の募集体制は、通信販売と代理店販売に大きく分けることができます。

- 1 通信販売については、アクサダイレクト総合自動車保険（略称：ADCAP）を販売しています。電話、インターネットを通じて、お客様から直接当社カスタマーサービスセンターにアクセスいただき、契約を締結いたします。
- 2 代理店販売においては、主として普通傷害保険と交通事故傷害保険を販売しています。保険募集は、保険会社の社員もしくは保険会社が保険契約締結の権利を委託している代理店が行います。主要代理店としては、同じグループに属するアクサ生命保険株式会社およびアクサ保険サービス株式会社があります。また、アクサ生命営業社員によるアクサダイレクト総合自動車保険の紹介業務も行っています。

2 契約締結のしくみ

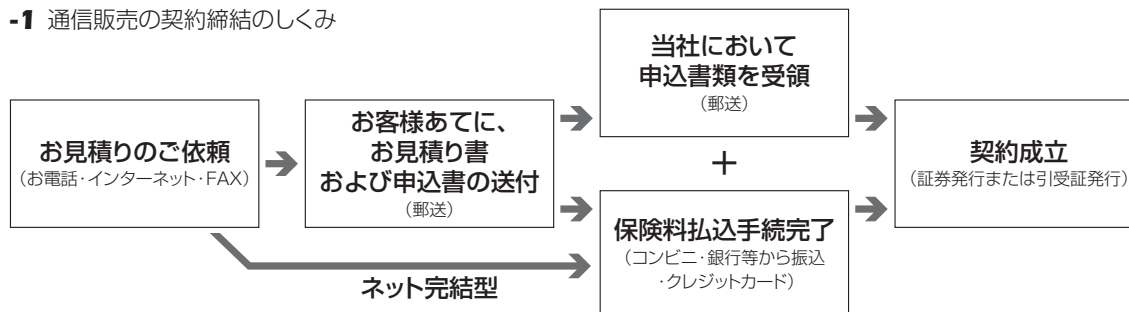
保険契約を締結するためには、保険加入の申込みを行い、それを当社が承認する必要があります。

通常は保険料支払いと共に所定の申込書を提出します。

ご契約者から保険料を受領した後、当社は所定の保険料領収証を発行します。

これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券あるいは保険引受証が発行されます。

-1 通信販売の契約締結のしくみ



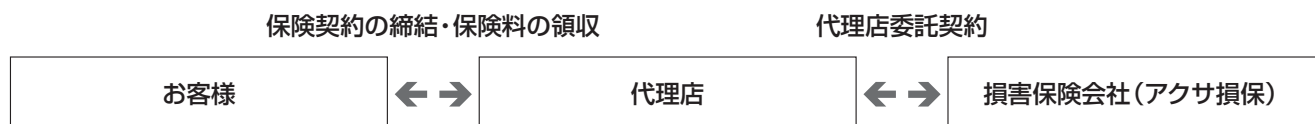
通信販売での保険加入では、当社カスタマーサービスセンターの社員から商品説明をお聞きいただくか、当社からお送りする資料等の内容をご確認いただいた上で、保険契約申込みと保険料支払いをいただき、手続きが完了となります。さらに、お引受条件などについては、契約成立後にお届けする保険証券の記載

内容での再確認をお願いしております。

また、当社のホームページ上では、「アクサダイレクト総合自動車保険」の資料請求や保険料の見積りだけでなく、契約締結までをネット上で完了させることができます。

(当社ホームページ <http://www.axa-direct.co.jp>)

-2 代理店販売の契約締結のしくみ



3 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介^(注)を行うことを主たる業務としています。保険の相談、事故発生時のお手伝い等その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っています。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付も行います。

(注)損害保険代理店が保険募集を行うときは、保険業法第294条に基づき、お客様に対し、「保険会社を代理して保険契約を締結」するか「保険契約の締結を媒介」するかを明示させていただいております。

4 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

5 代理店教育

当社は適正な保険募集行為を確保するために、所属代理店の保険募集に従事する役員・使用人に対し、所定の教育を実施しております。

6 代理店数

当社の代理店数は、平成17年3月31日現在、全国で11店です。

7 外務社員・代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

8 勧誘方針

当社は、「金融商品の販売に関する法律」に基づき、次のとおり勧誘方針を定め常にお客様の立場に立った販売活動に努めております。

- 1 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力してまいります。
- 2 お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるように常に努力してまいります。
- 3 お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
- 4 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
- 5 お客さまのさまざまなご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力してまいります。



第3章 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況

平成16年度における上期の日本の経済は、輸出が比較的堅調に推移し、設備投資の増加基調も続き、景気は順調に回復してきました。下期には海外経済や情報関連分野の在庫調整等もあり、加えて台風や相次いで発生した巨大地震等の自然災害要因が消費や設備投資に影響を与え、景気に弱い動きが続きましたが、企業の収益は改善してきており、景気回復は底堅く推移しました。損害保険業界におきましては、昨年に引き続き厳しい状況が続きました。台風や巨大地震の発生など自然災害が多く発生し、損害保険各社の業績に少なからず影響を与えました。またダイレクト保険会社では、平成16年8月に安田ライフダイレクト損保が、日本興亜損保へ営業を譲渡し、平成17年2月にはロイヤル・サンアライアンス・グループが日本における事業をAIGへ譲渡した結果、ダイレクト販売を主とする損害保険会社は、そんぽ24を加え6社となりましたが、ダイレクト販売手法によるリスク細分型自動車保険は今年も順調に推移致しました。

当社におきましては、平成16年12月31日付けで、100%株主であったアクサ・エス・アー（フランス）よりアクサ ジャパンホールディングの100%子会社となり、アクサ生命およびアクサ グループライフ生命と兄弟会社になりました。

以下に平成16年度における営業の経過と成果をご報告致します。

「営業の経過」

当社の営業面においては、自動車保険新規契約の増加および更改率の上昇を図る為、新商品「安心プラスメニュー」を投入しました。多様化する消費者のニーズに適合させるべく、女性向け、家族向け、ペットオーナー向けの3種類をパッケージ化した特色のある商品となっています。平成17年2月には、料率改定と用途・車種拡大の認可を取得し、平成17年4月30日以降の契約始期より実施致します。

募集媒体につきましては、効率的な営業推進の観点から、引続きインターネットおよびタイアップビジネスの更なる拡充に努めました。一方、比較見積もり各サイトを經由した契約募集は、見積数、契約数の維持に大変重要になっております。顧客サービス面におきましては、昨年9月、西葛西に東京センターを設立し、福井センターとのコラボレーションにより契約の増加に伴うサービス体制の充実を図りました。また、平成17年6月には高知市に第3のサービスセンターを開設すべく準備しております。この一連の移転は、地方における優秀な人材の確保によるサービス体制の向上のみならず、コスト面においても家賃や人件費の削減等大きな効果をもたらしました。また、3拠点体制に変更となったと同時に、本部機能を戦略的に強化するため、従来の5本部体制から6本部体制へ組織変更を行いました。特に、新設のインシュアランスサポート本部は、損害保険専門分野を集約し、法令遵守

の強化、市場ニーズにあった商品開発、顧客満足度を高める損害サービスの推進を担当しております。また平成17年4月に施行された個人情報保護法を適切に対処する為、インシュアランスサポート本部傘下の法務部を中心として、問題点の洗い出し、解決策、規定等の補強を行い、また平成17年4月からは全社員を対象として個人情報保護に関する知識の向上を図るため通信講座を実施致しております。

「営業の成果」

当年度は以上のような活動により、当社の主力商品であるダイレクト自動車保険の元受正味保険料は、対前年30.6%増加し、145億円となりました。これに団体普通傷害保険料17億円及び他の保険種目を合計した元受正味保険料は、162億円となり、対前年23.6%の増収率となりました。

保険引受収益は、前年度と比較して30億円増加し162億円となり、資産運用収益及びその他経常収益を加えた本年度の経常収益は163億円となりました。

一方、保険引受費用が114億円、営業費及び一般管理費が72億円となり、保険業法第113条償却費25億円を計上した結果、経常費用は前年度と比較して21億円増加し、212億円となりました。この結果、経常損失は49億円となりました。これに特別利益、特別損失を加減算し、法人税及び住民税を差し引いた後の当期純損失は48億円となりました。

「保険引受の概況」

保険引受収益のうち、正味収入保険料は162億円となりました。一方保険引受費用のうち、正味支払保険金は63億円、損害調査費は8億円となった結果、正味損害率は44.5%となりました。

又、正味事業費は人件費及び広告、販売費、商品開発・顧客管理等コンピューターシステムによる開発費等の物件費、並びに代理店手数料を含め75億円となり、正味事業費率は46.7%となりました。これらに支払備金及び責任準備金繰入額合計39億円を加えた結果、保険引受損失は24億円となりました。

「資産運用の概況」

当期末の総資産は113条繰延資産を含み244億円となり、うち運用資産は132億円となりました。

平成16年度に入り、債券市場は一時的に長期金利が上昇する局面もありましたが、相対的に低金利で推移し、金利動向の方向性も定まらず、難しい運用環境にありました。こうした中、資産の運用に当りましては、保険業法等の諸規則及び内規等を遵守し、できる限り少ないリスクで目標収益を獲得すべく、安全性及び流動性の高い国債や外国債券への投資を行ってまいりました。その結果、利息及び配当金収入は75百万円となりました。

一方、保有の円建て外国債券等を時価評価した結果、評価差額金△187百万円を資本の部へ計上致しました。

「会社が対処すべき課題」

今後の当社の課題としては、次の3点が挙げられます。
 アクサ生命保険会社とのクロスセリングは、当社にとって引き続き大きな潜在的市場と言えます。より具体的な営業目標の共有化、より有機的な協力態勢および販売ルート of 整備は大きな課題となっておりましたが、平成16年度第4四半期よりアクサ生命保険会社において自動車保険分野への取組み強化が行われた成果が徐々に現れてきており、平成17年度以降には自動車保険の増収が期待されています。
 次にデータベースマーケティングの推進も大きな課題と言えます。もう一つの潜在的資産と言える見込客及び顧客データベースの効率的活用・改善も依然大きな課題として捉えております。リクオート(保有見込客に対する新規保険募集)やMGM(既存顧客が新規見込客を紹介する)などのプロセスや販売促進キャンペーン内容の見直しは効率改善に寄与しはじめたと言えます。

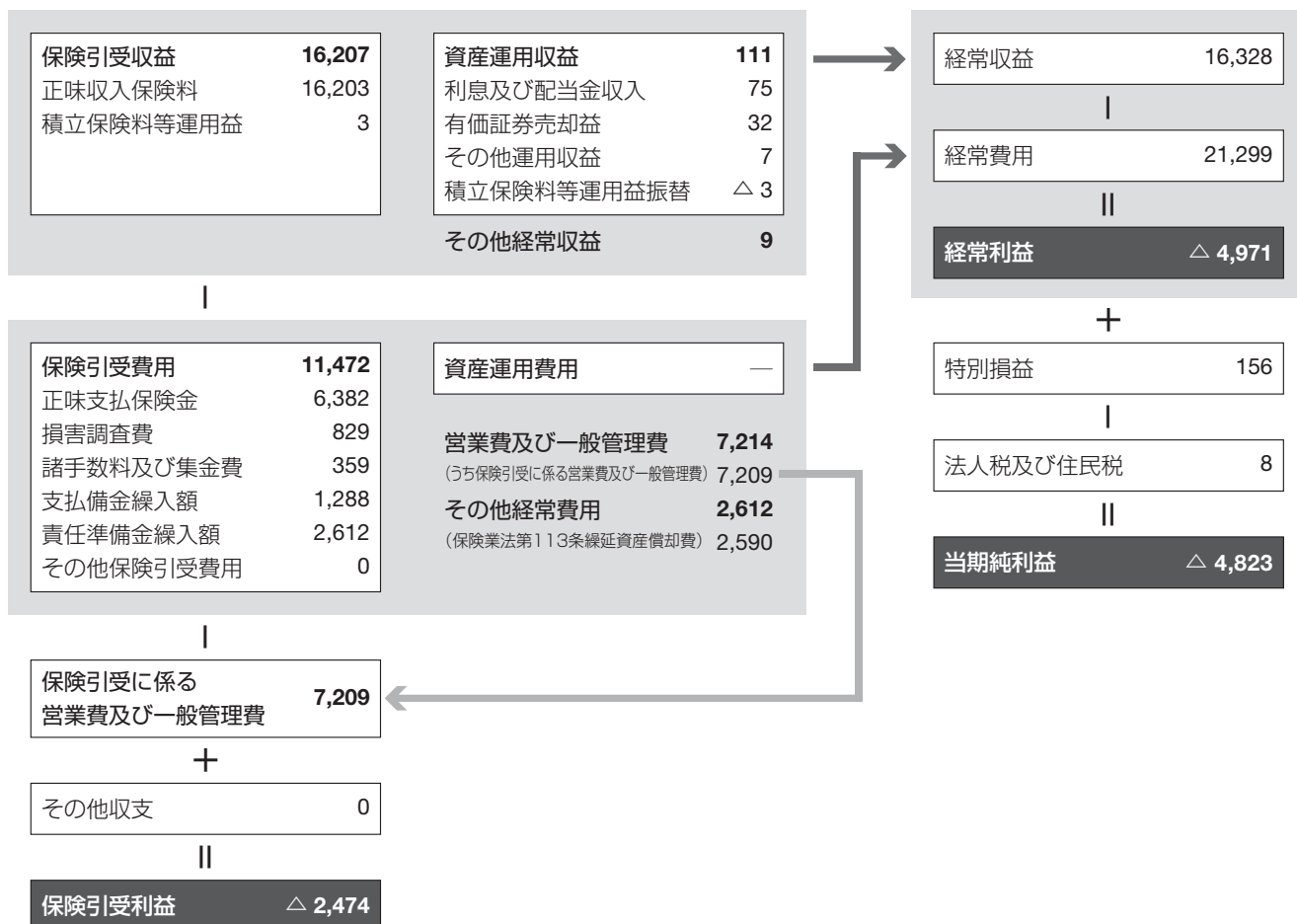
今後の更なる見直しは契約獲得費用減少に繋がり、通信販売をビジネスモデルとしている当社にとって非常に重要な課題と言えます。

最後に、損害保険代理店ビジネスの推進が挙げられます。平成16年度7月より段階的導入を始めた通信販売型損害保険代理店ビジネスは、徐々に代理店委託契約を拡大し、一部は既に募集を開始致しました。しかしながら、損害保険代理店ビジネスを取巻く環境は当社にとって厳しいものであり、今後の如何にネットワーク作りを行い、新規代理店数を増加させていけるかが課題であると認識しております。

(注)本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は、次のとおりであります。

- (1) 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
- (2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- (3) 正味事業費 = 諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費

■ 決算のしくみ(単位:百万円)



第3章 保険会社の主要な業務に関する事項



2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区分	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正味収入保険料		2,806百万円	6,753百万円	9,447百万円	13,114百万円	16,203百万円
経常収益		2,839百万円	6,950百万円	9,671百万円	13,143百万円	16,328百万円
経常利益		△ 1,316百万円	△ 1,974百万円	△ 2,567百万円	△ 5,959百万円	△ 4,971百万円
当期純利益		△ 1,323百万円	△ 1,980百万円	△ 2,571百万円	△ 5,967百万円	△ 4,823百万円
資本金		7,857百万円	10,471百万円	11,221百万円	13,221百万円	13,971百万円
(発行済株式総数)		(157千株)	(209千株)	(224千株)	(264千株)	(279千株)
純資産額		11,875百万円	15,067百万円	13,813百万円	12,024百万円	8,574百万円
総資産額		14,781百万円	21,050百万円	22,523百万円	23,672百万円	24,411百万円
(特別勘定又は積立勘定として経理された資産額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
責任準備金残高		1,936百万円	3,875百万円	5,605百万円	7,928百万円	10,540百万円
貸付金残高		-	-	-	-	-
有価証券残高		3,382百万円	4,185百万円	2,901百万円	2,180百万円	5,524百万円
ソルベンシー・マージン比率		2,859.3%	1,545.8%	564.9%	705.9%	489.6%
配当性向		-	-	-	-	-
従業員数		176名	214名	232名	323名	312名

3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

-1 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
種目			
火災保険	4	6	9
海上保険	0	0	△16
傷害保険	2,148	1,998	1,692
自動車保険	7,206	11,016	14,411
自動車損害賠償責任保険	87	93	138
その他	0	0	△32
合計	9,447	13,114	16,203

(注) 正味収入保険料：元受及び受再契約に係る収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
種目			
火災保険	0	—	—
海上保険	—	—	—
傷害保険	2,250	2,025	1,724
自動車保険	7,299	11,134	14,546
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	0	—	—
合計	9,550	13,160	16,271

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料：元受正味保険料 ÷ 従業員数

従業員一人当たり元受正味保険料

41

40

52

-2 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
種目			
火災保険	4	7	10
海上保険	0	0	0
傷害保険	—	—	—
自動車保険	0	0	0
自動車損害賠償責任保険	87	93	138
その他	0	0	0
合計	92	101	148

(注) 受再正味保険料：受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
種目			
火災保険	0	1	0
海上保険	—	0	16
傷害保険	101	27	32
自動車保険	93	118	135
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	0	0	32
合計	196	147	216

(注) 支払再保険料：出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

-3 解約返戻金

(単位：百万円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
種目			
火災保険	—	—	—
海上保険	—	—	—
傷害保険	51	19	13
自動車保険	47	70	99
自動車損害賠償責任保険	—	1	2
その他	—	—	—
合計	99	91	115

(注) 解約返戻金：元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額をいいます。

-4 保険引受利益

(単位：百万円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
区分			
保険引受収益	9,448	13,116	16,207
保険引受費用	6,951	8,845	11,472
営業費及び一般管理費	5,985	7,616	7,209
その他収支	0	0	0
保険引受利益	△ 3,488	△ 3,344	△ 2,474

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

3. 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

第3章 保険会社の主要な業務に関する事項



-5 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

種目	年度		
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
火災保険	—	—	—
海上保険	1	△ 15	—
傷害保険	658	748	596
自動車保険	2,881	4,370	5,718
自動車損害賠償責任保険	12	38	67
その他	16	△ 14	0
合 計	3,570	5,127	6,382

(注)正味支払保険金：元受及び受再契約に係る支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

種目	年度		
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
火災保険	—	—	—
海上保険	0	—	—
傷害保険	861	769	597
自動車保険	2,881	4,389	5,718
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	16	0	14
合 計	3,758	5,158	6,330

(注)元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

-6 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

種目	年度		
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
火災保険	—	—	—
海上保険	1	0	0
傷害保険	—	—	0
自動車保険	0	0	0
自動車損害賠償責任保険	12	38	67
その他	0	0	0
合 計	14	39	67

(注)受再正味保険金：受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

種目	年度		
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
火災保険	—	—	—
海上保険	0	15	0
傷害保険	202	21	1
自動車保険	—	18	0
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	0	14	14
合 計	202	70	15

(注)回収再保険金：出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

-7 未収再保険金の額

区分	年度	
	平成15年度	平成16年度
① 年度開始時の未収再保険金	12	34
② 当該年度に回収できる事由が発生した額	70	15
③ 当該年度回収等	48	49
④ ①+②-③=年度末の未収再保険金	34	—

(注)地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

2 保険契約に関する指標等

-1 契約者配当金の額

該当事項はありません。

-2 正味損害率及び正味事業費率

種目	年度		
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
火災保険	—	—	—
海上保険	599.0	—	—
傷害保険	32.1	39.5	37.5
自動車保険	46.9	43.4	45.2
自動車損害賠償責任保険	14.6	41.7	48.7
その他	760,095.5	△9,939,265.8	0.0
合計	43.4	42.5	44.5

(注) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

区分	年度		
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
保険引受に係る事業費	6,454	8,112	7,568
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)	(5,985)	(7,616)	(7,209)
(諸手数料及び集金費)	(468)	(495)	(359)
正味事業費率	68.3%	61.9%	46.7%

(注) 正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

-3 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成16年度
国内契約		100%
海外契約		—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

3 経理に関する指標等

-1 保険契約準備金

種目	年度		
	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
火災保険	—	—	0
海上保険	0	—	—
傷害保険	554	550	503
自動車保険	1,480	1,932	3,258
自動車損害賠償責任保険	9	21	31
その他	10	0	0
合計	2,055	2,504	3,792

種目	年度		
	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
火災保険	90	97	107
海上保険	17	17	17
傷害保険	877	733	1,053
自動車保険	4,479	6,895	9,112
自動車損害賠償責任保険	88	132	198
その他	51	51	51
合計	5,605	7,928	10,540

-2 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は本開示の対象外のため、該当事項はありません。

第3章 保険会社の主要な業務に関する事項



-3 引当金明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度		
		年度末残高	増加額	減少額	年度末残高
貸倒引当金		—	—	—	—
	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	1	—	1	0
		—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金		66	44	7	102
賞与引当金		76	91	76	91
価格変動準備金		0	—	0	0
合計		145	135	86	194

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度		
		年度末残高	増加額	減少額	年度末残高
貸倒引当金		—	—	—	—
	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	0	21	0	21
		—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金		102	47	23	127
賞与引当金		91	95	91	95
価格変動準備金		0	1	—	1
合計		194	166	114	245

-4 貸付金償却の額

該当事項はありません。

-5 資本金等明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度			摘要
		年度末残高	増加額	減少額	年度末残高	
資本金		11,221	2,000	—	13,221	
うち既発行株式		224,430株	40,000株	—	264,430株	
資本準備金及び その他資本剰余金		9,721	2,000	—	11,721	期中の増資による増加である。
	(資本準備金) 株式払込剰余金	9,721	2,000	—	11,721	
		9,721	2,000	—	11,721	
利益準備金及び 任意積立金		—	—	—	—	
	利益準備金	—	—	—	—	
	任意積立金	—	—	—	—	
		—	—	—	—	

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度			摘要
		年度末残高	増加額	減少額	年度末残高	
資本金		13,221	750	—	13,971	
うち既発行株式		264,430株	15,000株	—	279,430株	
資本準備金及び その他資本剰余金		11,721	750	—	12,471	期中の増資による増加である。
	(資本準備金) 株式払込剰余金	11,721	750	—	12,471	
		11,721	750	—	12,471	
利益準備金及び 任意積立金		—	—	—	—	
	利益準備金	—	—	—	—	
	任意積立金	—	—	—	—	
		—	—	—	—	

-6 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
区分			
人件費	1,937	2,152	2,303
物件費	4,456	5,758	5,549
税金・拠出金・負担金	128	161	192
諸手数料及び集金費	468	495	359
合計	6,991	8,568	8,403

(注) 1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額です。
2. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

-7 売買目的有価証券運用益明細表

該当事項はありません。

-8 売買目的有価証券運用損明細表

該当事項はありません。

-9 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

年度	平成15年度	平成16年度
区分		
国債等	—	32
株式	—	—
外国証券	—	—
その他有価証券	6	—
合計	6	32

-10 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

年度	平成15年度	平成16年度
区分		
国債等	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
その他有価証券	45	—
合計	45	—

-11 有価証券評価損明細表

該当事項はありません。

-12 減価償却費明細表

(単位：百万円)

年度	平成15年度末					平成16年度末				
	取得原価	平成15年度償却額	償却累計額	平成15年度末残高	償却累計率	取得原価	平成16年度償却額	償却累計額	平成16年度末残高	償却累計率
建物(営業用)	368	22	145	222	39.6%	311	22	130	180	42.1%
動産	688	65	504	183	73.3%	700	70	545	155	77.8%
その他	2,201	402	1,111	1,089	50.5%	2,401	393	1,499	901	62.4%
合計	3,257	489	1,762	1,495		3,413	487	2,176	1,237	

(注) 1. 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなります。
2. その他の主な内容はソフトウェア等です。
自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によっております。

-13 不動産動産等処分益

該当事項はありません。

-15 賃貸用不動産等減価償却明細表

該当事項はありません。

-14 不動産動産等処分損

(単位：百万円)

年度	平成15年度	平成16年度
区分		
不動産	1	41
動産	0	4
合計	2	45

-16 リース取引

該当事項はありません。

第3章 保険会社の主要な業務に関する事項



4 資産運用に関する指標等

-1 資産運用方針

当期末の総資産は 24,411 百万円、運用資産は 13,209 百万円となりました。

資産の運用にあたりましては営業資金の安定的な確保を目的とし、安全性・流動性に留意しつつ、効率的な運用に努めております。

-2 預貯金

(単位：百万円)

区分	年度 平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
当座預金	1	1	2
普通預金	1,570	7,528	7,292
合 計	1,571	7,530	7,294

-3 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度 平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	1,571	7.0%	7,530	31.8%	7,294	29.9%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	2,901	12.9%	2,180	9.2%	5,524	22.6%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	159	0.7%	432	1.8%	390	1.6%
運用資産計	4,632	20.6%	10,144	42.9%	13,209	54.1%
総資産	22,523	100.0%	23,672	100.0%	24,411	100.0%

-4 利息配当収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)

(単位：百万円)

区分	年度 平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	43	0.85%	20	0.78%	75	1.62%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	43	0.68%	20	0.27%	75	0.63%
その他	0	—	0	—	0	—
合 計	43	0.20%	20	0.09%	75	0.31%

(注) 1. 利回りは 収入金額 ÷ 月平均運用額 で算出しております。

2. 従来の「運用資産利回り」に加え、新たに2種類の利回り(「資産運用利回り」「時価総合利回り」)を次ページの項目にて開示しております。各利回りの計算方法は次ページの項目の注記に記載したとおりです。

-5 資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円)

年度	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	0	1,104	0.00%	0	4,759	0.00%	0	6,771	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	△ 50	5,165	△ 0.98%	△ 19	2,733	△ 0.70%	115	4,669	2.47%
公社債	148	583	25.43%	—	—	—	35	645	5.55%
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	33	1,916	1.72%	20	2,000	1.03%	79	3,836	2.07%
その他の証券	△ 232	2,666	△ 8.71%	△ 39	733	△ 5.41%	0	187	0.00%
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	182	—	—	227	—	—	430	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合計	△ 50	6,452	△ 0.78%	△ 18	7,720	△ 0.24%	115	11,871	0.97%

(注) 資産運用利回り

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

-6 (参考)時価総合利回り

(単位：百万円)

年度	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	0	1,104	0.00%	0	4,759	0.00%	0	6,771	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	△ 233	4,959	△ 4.70%	159	2,627	6.08%	△ 11	4,608	△ 0.25%
公社債	148	603	24.59%	—	—	—	36	645	5.59%
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	△ 133	1,755	△ 7.60%	160	1,918	8.34%	△ 50	3,775	△ 1.35%
その他の証券	△ 248	2,600	△ 9.54%	0	709	△ 0.04%	3	187	1.68%
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	182	—	—	227	—	—	430	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合計	△ 232	6,246	△ 3.73%	159	7,614	2.10%	△ 11	11,380	△ 0.10%

(注) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額-前期末評価差額)

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額

第3章 保険会社の主要な業務に関する事項



-7 海外投融資残高及び利回り

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	外貨建資産計	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	1,799	100.0%	1,939	100.0%	4,610	100.0%
	その他	—	—	—	—	—	—
	円貨建資産計	—	—	—	—	—	—
合計		1,799	100.0%	1,939	100.0%	4,610	100.0%
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)		1.74%		1.07%		1.89%
	資産運用利回り (実現利回り)		1.72%		1.03%		2.07%
	(参考) 時価総合利回り		△7.60%		8.34%		△1.35%

(注) 「海外投融資利回り」の各利回りの計算方法は、前述に記載している各項目の注記のとおりです。

-8 商品有価証券

該当事項はありません。

-9 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

-10 保有有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債		—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	409	7.4%
社債		—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		1,799	62.0%	1,939	88.9%	4,610	83.5%
その他の証券		1,101	38.0%	241	11.1%	504	9.1%
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		2,901	100.0%	2,180	100.0%	5,524	100.0%

-11 保有有価証券利回り

運用資産利回り			
年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
区分			
公社債	1.84%	—	0.47%
株式	—	—	—
外国証券	1.74%	1.07%	1.89%
その他の証券	0.00%	0.00%	0.00%
合計	0.85%	0.78%	1.62%

資産運用利回り			
年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
区分			
公社債	25.43%	—	5.55%
株式	—	—	—
外国証券	1.72%	1.03%	2.07%
その他の証券	△ 8.71%	△ 5.41%	0.00%
合計	△ 0.98%	△ 0.70%	2.47%

時価総合利回り			
年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
区分			
公社債	24.59%	—	5.59%
株式	—	—	—
外国証券	△ 7.60%	8.34%	△ 1.35%
その他の証券	△ 9.54%	△ 0.04%	1.68%
合計	△ 4.70%	6.08%	△ 0.25%

(注) 資産運用利回り、及び時価総合利回りの計算方法は前述の-5資産運用利回り(実現利回り)、-6(参考)時価総合利回りの注記に記載しております。

-12 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

年度	平成15年度末						合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
区分							
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	1,939	1,939
その他の証券	—	—	—	—	—	241	241
合計	—	—	—	—	—	2,180	2,180

(単位：百万円)

年度	平成16年度末						合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
区分							
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	409	—	—	—	—	—	409
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	501	—	1,832	2,276	4,610
その他の証券	—	—	—	—	—	504	504
合計	409	—	501	—	1,832	2,781	5,524

第3章 保険会社の主要な業務に関する事項



-13 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

-14 貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

-15 担保別貸付金残高

該当事項はありません。

-16 用途別の貸付金残高

該当事項はありません。

-17 業種別の貸付金残高

該当事項はありません。

-18 規模別の貸付金残高

該当事項はありません。

-19 不動産及び動産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	
	平成15年度末	平成16年度末
土地	210	210
営業用	210	210
賃貸用	—	—
建物	222	180
営業用	222	180
賃貸用	—	—
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
不動産計	432	390
営業用	432	390
賃貸用	—	—
動産	183	155
合 計	616	546

5 特別勘定に関する指標

-1 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

-2 特別勘定資産

該当事項はありません。

-3 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

4 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

種目	平成15年度末					平成16年度末				
	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火災保険	28	69	—	—	97	37	69	—	—	107
海上保険	0	17	—	—	17	0	17	—	—	17
傷害保険	446	286	—	—	733	682	371	—	—	1,053
自動車保険	5,596	1,298	—	—	6,895	7,114	1,997	—	—	9,112
自動車損害賠償責任保険	132	—	—	—	132	198	—	—	—	198
その他	—	51	—	—	51	0	51	—	—	51
合 計	6,204	1,723	—	—	7,928	8,032	2,507	—	—	10,540

(注) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については普通責任準備金として記載しております。



第4章 会社の運営

1 リスク管理の体制

金融の自由化・国際化・保険料率の自由化などに伴い、損害保険会社の抱えるリスクは複雑・多様化しており、保険会社経営に多大な影響を及ぼすと認識し、当社ではリスク管理を会社にとって極めて重要な経営課題の一つとして取り組んでおります。当社の取り組むべきリスクとしては、「保険引受リスク」「事務リスク」「システムリスク」等を主要なものとして認識しておりますが、当社では、それぞれのリスクの態様に応じ主管する部門を定め、主管部門がそれぞれの主管するリスクの管理に当たっております。さらに、全社ベースでの総合的なリスク管理を実行する観点から、コンプライアンス&リスク管理委員会を設置、各種リスクを総合的に把握し、さらに、この委員会の他にオペレーショナル・リスク管理委員会を設置した事で緊急時、よりスムーズな対応が可能となり、それぞれのリスク管理に取り組んでいます。

2 法令遵守(コンプライアンス)の体制

保険会社は、高い社会性・公共性を有し、健全かつ適切な事業運営を通じて広く経済の発展に貢献していくという社会的義務を負っており、これに加え、金融の自由化・規制緩和の進展により、自己責任原則に則した厳正な企業体制が求められています。当社は、AXA グループの経営基本理念である「健全な経営を保ちつつ、お客さま主導を貫く」をスローガンとし、役員・社員の一人ひとりが、コンプライアンスを優先に行動し、健全かつ適切な業務運営や保険募集に取り組んでおります。また、コンプライアンスの運営体制として各部の部門長をメンバーとするコンプライアンス&リスク管理委員会を設け、全社的なコンプライアンスの確立に努めております。

1 保険業法等諸法規に準拠した社内規定の整備

当社は、社内で様々な規定やマニュアルを作成し、全役員・社員の意識の醸成を図っております。また、コンプライアンス・プログラムを策定し、各施策を実行することで、業務の改善に取り組んでおります。

2 コンプライアンス体制の確立

- 1 社員に対するコンプライアンス教育の実施
当社では、社員の質的向上を図り、消費者保護を図るため、各種の教育研修(コンプライアンスの徹底を図るもの)に講習会、通信教育を通じて実施しております。
- 2 お客さまからの苦情や声に的確に対応できる体制
当社では、お客さまからの苦情や声に対応するため、各部をメンバーとする苦情対応分科会を設けております。お客さまからの苦情や声は、単に苦情の未然防止につながるだけでなく、お客さまの声を生かした商品の開発、今後の経営計画への反映などに努めております。



3 社外・社内の監査体制

自己責任原則に基づきコンプライアンス体制および各種リスク管理の強化を目指すとともに、お客様サービスの向上に資するよう、監査体制の充実に取り組んでまいりました。また、監査法人、監査役会および業務監査部とが相互に連携し、監査の実効性確保に努めております。

1 社外の監査体制

当社は、保険業法の定めにより、金融庁が実施する検査を受けることになっております。また、社外の監査として、商法特例法に基づき中央青山監査法人の会計監査を受けております。また、AXA グループの一員としてのグローバル・ベースでの監査体制の構築に向けて、取組みを始めております。

2 社内の監査体制

業務監査部が取締役会の承認を得た監査計画に基づき各部門に対する社内監査を実施し、その監査結果および必要に応じて、その改善提案を逐次取締役会に報告しております。監査役会は、その独自機能の強化に努めるとともに、効果的、且つ、効率的監査を行うべく、監査法人・業務監査部との連携を強化しております。

4 個人情報のお取扱いについて

当社は、情報資産の保護は重要であるという観点から、運営管理体制や遵守しなければならない事項をより明確にし、さらなる情報資産の保護の徹底を図ります。特にお客様の個人情報の管理に関し、常にお客様からご信頼をいただける保険会社を目指しており、お客様の個人情報の取扱いに関し、以下のように方針を定め、ホームページ上で公表しております。
<http://www.axa-direct.co.jp/>

お客様に関する個人情報の取扱いについて(プライバシー・ポリシー)

当社はお客様の信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」およびその関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインならびに外国損害保険協会の個人情報保護自主ガイドラインを遵守し、お客様の個人情報を適正に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めてまいります。

また、当社は個人情報保護強化のため、従業者の教育指導を徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと改善を継続的に実施いたします。

個人情報につきましては以下の内容をご了解いただいたうえでご提供ください。

1. 情報を収集・利用する目的

当社ではお客様とのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公平な手段により業務上必要な範囲内の情報を収集させていただいております。

これらの個人情報や、個人履歴は、次の目的のために利用されます。

- ・ 保険契約の見積、引受、維持、管理
- ・ 保険金、給付金の支払
- ・ 関連会社、提携会社を含めた各種商品、サービスの案内、提供、管理
- ・ 当社業務に関する情報提供、運営管理、商品、サービスの充実、各種調査
- ・ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険の請求
- ・ その他保険事業に関連、付随する業務

2. 収集する情報の種類

当社で収集する情報の最も一般的なものは、お客様の氏名、住所、電話番号・メールアドレスなどの連絡先です。この他、保険契約締結、保険金支払、各種サービ

スのご提供にあたり以下のような情報を収集しています。

- ・ お客様情報
上記基本情報の他、各契約の被保険者となられる個人の方の属性情報、保険の対象となる車両等の情報、現在ご加入中のご契約に関する情報等があります。
- ・ 契約情報
ご契約いただいた契約の条件や、ご契約後の条件変更および更新の履歴等があります。また保険料のお支払に関する口座情報やクレジットカード情報を含みます。
- ・ 事故情報
保険事故に関する詳細な情報の他、故障時のアシスタンスサービス提供に必要な情報等があります。
- ・ 個人履歴
過去の希望お見積条件やご契約内容の変更等の履歴、またお客様と当社間の各種通信の履歴をいいます。お電話や書面による通信の他、当社ウェブサイト等のご利用履歴を含みます。(詳しくは「3. 情報の収集方法」をご覧ください。)

3. 情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じたうえで、インターネット上でお客様が入力された情報、あるいは、お電話や書面などの通信手段によりお客様よりご提供された情報を収集しています。

その他、Cookieの使用により、お客様のコンピュータ利用環境や、当社ウェブサイトのご利用履歴を収集しています。

【Cookieについて】

当社ウェブサイトでは、ご利用状況に関するデータ収集や、統計資料作成のために

Cookieを使用しています。Cookieとは、お客様が当社ウェブサイトへアクセスされた際に、お客様のコンピュータに小規模の情報を送信・格納する技術のことをいいます。これにより当社では、お客様がどのページをご覧になったかの記録を収集しています。こうした情報にはお客様を特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。

【SSL対応について】

当社ウェブサイトではお客様の大切な個人情報を安全に送受信するために、128ビット版SSLを使用しております。詳しくはサイトポリシーの【SSL (Secure Sockets Layer)】をご参照ください。

4. 情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- ・再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ・当社関連会社との間で共同利用する場合(「7. 当社関連会社間での共同利用」をご覧ください)
- ・損害保険会社間等で共同利用する場合(「8. 情報交換制度」をご覧ください)

5. センシティブ情報のお取扱い

当社は、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいいます。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 情報の安全管理

当社は個人情報管理責任者を定め、関連法令等を遵守するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止および個人データへの不当なアクセス防止のために、次の安全管理措置を講じ、これを遵守いたします。また、本措置の継続的改善に努めます。

- ・組織的安全管理措置
 - ・人的安全管理措置
 - ・物理的安全管理措置
 - ・技術的安全管理措置
- 本措置の内容を従業者に徹底し、その遵守状況を点検、監査するとともに、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の

情報管理体制をあらかじめ確認したうえで委託し、委託後も委託先の業務遂行状況を監督いたします。

7. 当社関連会社間での共同利用

当社が収集したお客様に関する「2. 収集する情報の種類」に掲げる情報は、当社の責任のもと当社関連会社(注)にて、商品・サービスの案内・提供及び充実等のために共同利用させていただく場合があります。

(注)共同利用を行う「当社関連会社」とは、当社の親会社である保険持株会社およびその子会社をいいます。

8. 情報交換制度

当社は、①保険制度の健全な運営を確保するため、②不正な保険金請求を防止するため、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用いたします。詳細につきましては(社)日本損害保険協会および損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてお問合せください。

- ・社団法人 日本損害保険協会 そんがいほけん相談室
電話：03-3255-1467
- ・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口
電話：03-3233-4141(内線：614)

http://www.sonpo.or.jp/action/action_jyohokokan_kohyo.html

http://www.nlro.or.jp/about/privacy_riyou.html

9. お客様からの開示、訂正等、利用停止のご請求

当社ではお客様からの各種ご照会等につきましては、ご本人であることを確認させていただいたうえで、お手を承っております。

個人情報保護法に基づく開示等をご請求になられる場合は、「10. お問合せ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。特別な理由のない場合に限り文書にて回答させていただきます。尚、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料(委任状など)のご提出が必要となります。また、お客様の情報が正確である場合には、訂正手続をさせていただきます。

電子メールや郵便あるいは電話などによるご案内、および当社関連会社間等でのお客様情報の共有について、お客様がご希望されない場合は、契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

お客様からのご請求に関し、別途定める手数料をいただく場合があります。

10. お問合せ窓口

開示、訂正等、利用停止のご請求、その他不明点についてのお問合せは、下記までご連絡いただきますよう、お願いします。上記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

お客様相談室 電話：0120-449-669(フリーコール)
(受付時間 月曜日-金曜日 9:00 - 17:30、土曜日・日曜日 9:00 - 17:00)
〒134-8677 東京都江戸川区西葛西8丁目4番6号 ST西葛西ビル

11. 外国損害保険協会

当社は外国損害保険協会に加盟しており、同協会におきましても、加盟会社の個人情報取扱いに関するご相談、苦情を受け付けております。

〒106-0041 東京都港区麻布台1丁目1番20号 麻布台ユニハウス204号室
外国損害保険協会 事務局
電話：03-3224-0254 <http://www.fnlia.gr.jp>

●本方針および個人情報の取扱いに関するお問合せ窓口

お客様相談室 専用電話番号
(携帯電話からもご利用になれます。)

0120-449-669



第5章 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類

1 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度		増減額	科目	年度		増減額
	平成15年度末 (平成16年3月31日現在)	平成16年度末 (平成17年3月31日現在)			平成15年度末 (平成16年3月31日現在)	平成16年度末 (平成17年3月31日現在)	
資産の部				負債の部			
現金及び預貯金	7,531	7,295	△ 236	保険契約準備金	10,432	14,333	3,900
現金	1	1	—	支払備金	2,504	3,792	1,288
預貯金	7,530	7,294	△ 236	責任準備金	7,928	10,540	2,612
有価証券	2,180	5,524	3,344	その他負債	1,020	1,279	258
地方債	—	409	409	再保険借	0	0	0
外国有価証券	1,939	4,610	2,670	外国再保険借	0	0	0
その他の証券	241	504	263	未払法人税等	47	56	8
不動産及び動産	616	546	△ 70	預り金	2	23	21
土地	210	210	—	未払金	553	735	182
建物	222	180	△ 42	仮受金	416	463	47
動産	183	155	△ 28	退職給付引当金	102	127	24
その他資産	13,343	11,066	△ 2,276	賞与引当金	91	95	4
未収保険料	0	—	△ 0	価格変動準備金	0	1	1
代理店貸	128	124	△ 4	負債の部合計	11,647	15,837	4,189
再保険貸	3	—	△ 3	資本の部			
外国再保険貸	31	—	△ 31	資本金	13,221	13,971	750
未収金	952	1,214	261	資本剰余金	11,721	12,471	750
未収収益	0	11	10	資本準備金	11,721	12,471	750
預託金	118	114	△ 4	利益剰余金	△ 12,857	△ 17,680	△ 4,823
地震保険預託金	23	34	10	当期末処理損失	12,857	17,680	4,823
仮払金	532	705	173	(当期純損失)	(5,967)	(4,823)	(△ 1,144)
保険業法第113条繰延資産	10,361	7,771	△ 2,590	株式等評価差額金	△ 60	△ 187	△ 126
ソフトウェア	1,089	901	△ 188	資本の部合計	12,024	8,574	△ 3,449
その他の資産	100	190	89	負債及び資本の部合計	23,672	24,411	739
貸倒引当金	0	△ 21	△ 21				
資産の部合計	23,672	24,411	739				

(平成16年度の注記事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
2. 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなります。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引当てております。
 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引当てております。
 また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した財務部並びに業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。
5. 退職給付引当金は、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会 平成10年6月16日)の簡便法を適用し、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度についての退職給付にかかわる期末自己都合要支給額による退職給付債務を計上しております。
6. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
8. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は、税込方式によっております。
 なお、資産に係わる控除対象外消費税等相当額は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
9. 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。
10. 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によっております。

11. 不動産及び動産の減価償却累計額は676百万円であります。
12. 商法施行規則第92条に規定する資本の欠損の額は、176億80百万円であります。
13. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(支払備金)	
支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	3,889百万円
同上にかかる出再支払備金	127百万円
<hr/>	
差引(イ)	3,761百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	31百万円
<hr/>	
計(イ+口)	3,792百万円
(責任準備金)	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	7,799百万円
同上にかかる出再責任準備金	— 百万円
<hr/>	
差引(イ)	7,799百万円
その他の責任準備金(口)	2,740百万円
<hr/>	
計(イ+口)	10,540百万円
14. 繰延税金資産については全額評価性引当額を控除して計上しております。
15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

第5章 直近の2事業年度における財産の状況



2 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成15年度	平成16年度	増減額
		(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	
経常収益		13,143	16,328	3,184
保険引受収益		13,116	16,207	3,090
正味収入保険料		13,114	16,203	3,088
積立保険料等運用益		2	3	1
資産運用収益		24	111	87
利息及び配当金収入		20	75	54
有価証券売却益		6	32	26
その他運用収益		—	7	7
積立保険料等運用益振替		△ 2	△ 3	△ 1
その他経常収益		2	9	6
貸倒引当金戻入額		0	—	0
その他の経常収益		2	9	7
経常費用		19,103	21,299	2,196
保険引受費用		8,845	11,472	2,627
正味支払保険金		5,127	6,382	1,255
損害調査費		450	829	379
諸手数料及び集金費		495	359	△ 136
支払備金繰入額		448	1,288	839
責任準備金繰入額		2,322	2,612	289
その他保険引受費用		—	0	0
資産運用費用		45	—	△ 45
有価証券売却損		45	—	△ 45
営業費及び一般管理費		7,621	7,214	△ 407
その他経常費用		2,590	2,612	22
貸倒引当金繰入額		—	21	21
保険業法第113条繰延資産償却費		2,590	2,590	—
その他の経常費用		0	0	0
経常損失		5,959	4,971	△ 987
特別利益		0	203	203
価格変動準備金戻入額		0	—	0
その他特別利益		—	203	203
特別損失		2	47	44
不動産動産処分損		2	45	43
価格変動準備金繰入額		—	1	1
税引前当期純損失		5,961	4,814	△ 1,147
法人税及び住民税		5	8	2
当期純損失		5,967	4,823	△ 1,144
前期繰越損失		6,889	12,857	5,967
当期末処理損失		12,857	17,680	4,823

(平成16年度の注記事項)

1. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	16,419百万円
支払再保険料	216百万円
差引	16,203百万円

②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	6,398百万円
回収再保険金	15百万円
差引	6,382百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	359百万円
出再保険手数料	0百万円
差引	359百万円

④利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	75百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	75百万円

- 1株当たりの当期純損失は17,734円99銭であります。
- 算定上の基礎である普通株式に係る当期純損失は4,823百万円、普通株式の期中平均株式数は271千株であります。
- 保険業法第113条繰延資産償却費の計算は、定款の規定に基づき行っております。
- その他特別利益はコールセンター設立に伴う企業立地促進補助金等203百万円あります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成15年度	平成16年度	増減額
		(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益(損失)		△ 5,961	△ 4,814	1,147
減価償却費		489	487	△ 2
支払備金の増加額		448	1,288	839
責任準備金等の増加額		2,322	2,612	289
貸倒引当金の増加額		△ 1	21	22
退職給付引当金の増加額		36	24	△ 11
賞与引当金の増加額		14	4	△ 9
価格変動準備金の増加額		0	1	1
利息及び配当金収入		△ 20	△ 75	△ 54
有価証券関係損益		39	△ 40	△ 79
不動産動産関係損益		3	45	42
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		△ 359	△ 473	△ 113
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		1	255	253
その他(ソフトウェア)		△ 273	△ 205	67
小 計		△ 3,261	△ 869	2,392
利息及び配当金の受取額		21	72	51
その他(保険業法第113条繰延資産償却費)		2,590	2,590	—
法人税等の支払額		△ 3	△ 4	△ 1
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 653	1,789	2,442
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		—	△ 8,719	△ 8,719
有価証券の売却・償還による収入		2,991	5,025	2,033
II① 小 計		2,991	△ 3,693	△ 6,685
(I + II①)		2,337	△ 1,904	△ 4,242
不動産及び動産の取得による支出		△ 379	△ 73	306
不動産及び動産の売却による収入		0	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,612	△ 3,766	△ 6,379
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		4,000	1,500	△ 2,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		4,000	1,500	△ 2,500
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額				
—				
V 現金及び現金同等物の増加額				
5,959				
VI 現金及び現金同等物期首残高				
1,814				
VII 現金及び現金同等物期末残高				
7,773				

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(平成17年3月31日現在)

現金及び預貯金	7,295百万円
有価証券	5,524百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 5,524百万円
現金及び現金同等物	7,295百万円

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

第5章 直近の2事業年度における財産の状況



4 損失処理に関する書面

(単位：百万円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
科目			
当期末処理損失	6,889	12,857	17,680
次期繰越損失	6,889	12,857	17,680

5 一株当たり配当等

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
指標			
一株当たり配当金	－円－銭	－円－銭	－円－銭
配当性向	－	－	－
一株当たり当期純損失	11,828円75銭	25,620円37銭	17,734円99銭

(注) 1株当たり当期純損失は $\frac{\text{当期純損失}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$ により算出しております。

6 一株当たり純資産額

(単位：千円)

年度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
区分			
一株当たり純資産額	61	45	30

7 一人当たり総資産

(単位：百万円)

年度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
区分			
従業員一人当たり総資産	97	73	78

2 リスク管理債権

(単位：百万円)

年度	平成15年度末	平成16年度末
区分		
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合 計	—	—

- (注) 1. 破綻先債権……破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。
2. 延滞債権……延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。
3. 3ヵ月以上延滞債権……3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権……貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

年度	平成15年度末	平成16年度末
区分		
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	—	—
合 計	—	—

- (注) 1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権……破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
2. 危険債権……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
3. 要管理債権……3ヵ月以上延滞貸付金及び貸出条件緩和債権(除く上記(1)、(2))。
4. 正常債権……債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権。

第5章 直近の2事業年度における財産の状況



4 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

項目	年度	平成15年度末	平成16年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額		3,387	3,206
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く)		1,723	991
価格変動準備金		0	1
異常危険準備金		1,723	2,507
一般貸倒引当金		—	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		△ 60	△ 187
土地の含み損益		—	△ 105
負債性資本調達手段等		—	—
控除項目		—	—
その他		—	—
(B)リスクの合計額			1,309
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2 + R_4 + R_5}$		959	
一般保険リスク(R ₁)		765	1,050
予定利率リスク(R ₂)		—	—
資産運用リスク(R ₃)		117	174
経営管理リスク(R ₄)		31	42
巨大災害リスク(R ₅)		154	202
(C)ソルベンシー・マージン比率	$[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$	705.9	489.6

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」(「リスクの合計額」(上表の(B)))に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク)：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
 - ② 予定利率上の危険(予定利率リスク)：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク)：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク)：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑥以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5 時価情報等

1 有価証券

-1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

-2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

-3 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	年度	平成15年度末			平成16年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	公社債	—	—	—	409	409	0
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	501	504	3
	小計	—	—	—	911	914	3
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	2,000	1,939	△ 60	4,801	4,610	△ 191
	その他	—	—	—	—	—	—
小計	2,000	1,939	△ 60	4,801	4,610	△ 191	
合計		2,000	1,939	△ 60	5,712	5,524	△ 187

-4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

種類	年度	
	平成15年度末	平成16年度末
その他	241	—

05

2 金銭の信託

該当事項はありません。

3 金銭先物取引等

該当事項はありません。

4 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

該当事項はありません。

7 証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

6 その他

- 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による中央青山監査法人の監査を受け、監査報告書を取付けております。

付録

損害保険用語の説明

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

【告知義務】

保険を契約する際に、損害保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事項について不実の事を申し出てはならない義務のことをいいます。

【再調達価額】

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額の事をいいます。

【時価】

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な額から、使用による消耗分を差し引いた金額のことをいいます。

【ソルベンシー・マージン比率】

6ページの説明をご覧ください。

【損害保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破綻した場合、加入している契約者の保険契約を継続させて、その保護を図るように設立されている機構のことをいいます。経営破綻した損害保険会社の保険契約を引き継ぐ会社が現れた場合は、その引き継ぐ会社に資金援助を行います。また、契約を引き継ぐ会社が現れなかった場合は、経営破綻した損害保険会社の契約を代わって引き継ぎます。

【通知義務】

保険を契約した後、契約内容に変更が生じた場合に保険契約者が損害保険会社に連絡する義務のことをいいます。

【被保険者】

保険の補償を受ける方のことまたは保険の対象となる方のことをいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち損害保険会社が責任を負う期間のことをいいます。

【保険金】

保険で補償する損害が発生したときに、損害保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

【保険金額】

保険をいくらつけるかというときの「いくら」に当たる契約金額のこ

とをいいます。損害保険会社が保険契約に基づいて支払う保険金の限度額を示すものです。

【保険契約者】

損害保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。契約が成立すれば、保険料を支払う義務を負います。

【保険契約申込書】

保険を契約する際に保険契約者が記入・捺印し、損害保険会社または代理店に提出する所定の書面のことをいいます。

【保険事故】

保険契約において、損害保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払を約束した偶然な事実の事をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、損害保険会社で作成して保険契約者に交付する書面のことをいいます。

【保険の目的】

自動車、建物、家財など、保険をつける対象をいいます。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもののことをいいます。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約条項)とがあります。

【保険料】

保険契約者が保険の契約に基づいて損害保険会社または代理店に支払う金銭のことをいいます。原則として契約申込みの際に同時に支払います。

【保険料率】

保険料の契約金額に対する割合のことをい、一般的には契約金額あたりの金額で示されます。

【免責】

損害が生じても保険金が支払われない場合のことをいいます。

【免責金額】

一定金額以下の損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことをいいます。

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構について

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

アクサ損害保険の現状 2005 (ディスクロージャー誌)

平成17年 (2005年) 8月発行

アクサ損害保険株式会社 広報

〒135-8611 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビルA棟
TEL (03) 3570-8900 FAX (03) 3570-8891
URL <http://www.axa-direct.co.jp>

<http://www.axa-direct.co.jp>



アクサ損害保険株式会社

〒135-8611 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビル A棟